

# 下請振興法が改正されました

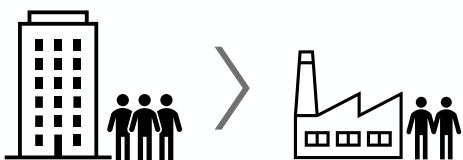
中小企業の賃上げには、サプライチェーン全体で、適切な価格転嫁・取引適正化を定着させることが重要です。



## 法律の適用対象が広がります！

### 従業員基準の追加

発注者と受注者の定義に従業員の大小関係を追加

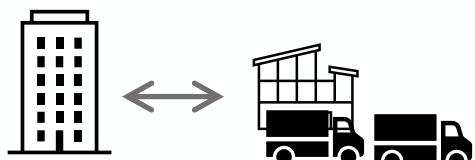


発注者 従業員が受注者より1人でも多い企業

受注者 従業員が300人以下(製造、建設、運輸等)、  
100人以下(サービス業)

### 対象取引の追加

適用対象に発荷主と運送事業者との取引を追加

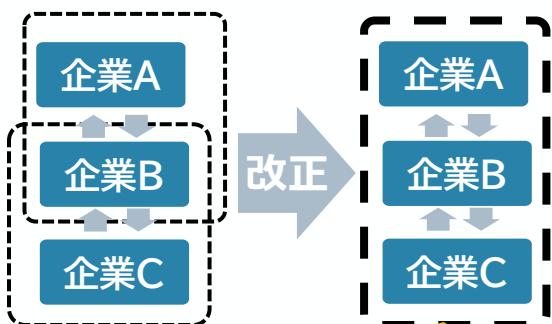


ほぼ全ての中小企業に対する  
取引が対象となります！

多くの委託事業者が  
振興基準を遵守する旨  
宣言しています！

## 直接の取引がない事業者との連携も支援します！

複数の取引段階にある事業者による  
振興事業計画を支援対象に追加



企業A・B・Cが連携する取組も支援対象に！

## 「下請」という用語が 変わります！

時代の情勢変化に沿った用語に改正

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託  
事業者

